

常務理事	事務局長	次長	業務課長	係長	係

【要確認】マイナンバーカードを保険証利用することで限度額適用認定証の申請が不要になります。

限度額適用認定証を提示せずにマイナンバーカードで受付するだけ適用されます

このステッカーを貼っている
医療機関・薬局で利用可能です!



利用方法・受付方法は

裏面へ

▶**限度額適用認定証の交付を希望する方は下記を記入してご提出ください。**

※マイナンバーカードで保険証利用される方は申請不要

健康保険限度額適用認定申請書

下記項目をご記入ください。

被保険者	保険証 記号・番号	—	勤め先 事業所名	
	氏名		生年月日	昭和 平成 年 月 日
	住所	〒 -		
	電話番号	()		

療養を 受ける方	氏名		生年月日	昭和 平成 令和 年 月 日
-------------	----	--	------	----------------

本申請書の提出を事業主へ委任します。(委任する場合は☑)

希望送付先	<input type="checkbox"/> 事業所	<input type="checkbox"/> 被保険者住所
備考		

※注意事項

- ① 認定期間に関して、申請書が当組合に到着した月の初日より遡って発行はできません。
- ② 交付を受けましたら速やかに該当医療機関等に提示してください。
- ③ 被保険者が低所得者に該当する場合は「健康保険限度額適用・標準負担額減額認定申請書」にて申請となります。
- ④ 有効期限が過ぎても返却がない場合は、事業所を通じて、返却のお願いをさせていただくことがございます。

受付印

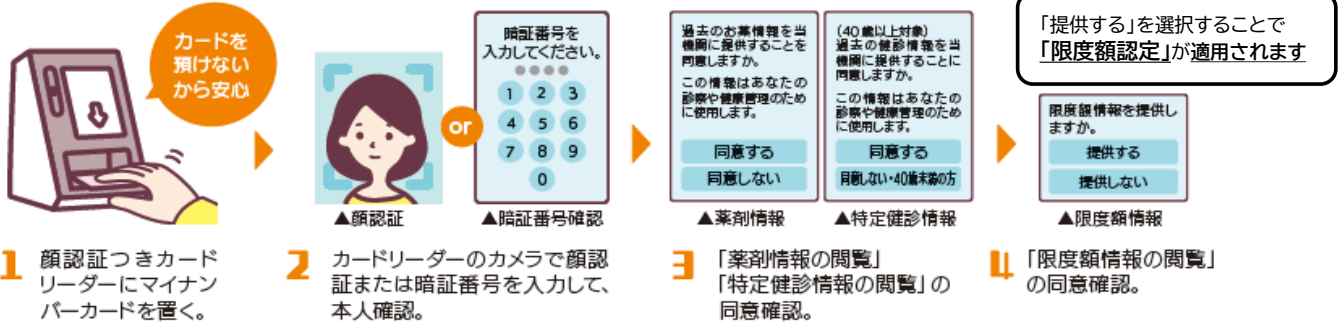
※健康保険組合使用欄

発効年月日	令和 年 月 日
有効期限	令和 年 月 日

マイナンバーカードでの医療機関・薬局の受付方法



マイナンバーカードは毎回受診時に持参して受付します！



マイナンバーカードで受診するための準備

1 マイナンバーカードがない方はマイナンバーカードを取得



2 マイナンバーカードがある方は保険証利用の申込み

マイナンバーカードを保険証として利用するには、申込みが必要です。 ※以下から選択



マイナンバーカードで受診するメリット

安心 よりよい医療が受けられる！

- 特定健診や診療の情報を医師と共有でき、重複検査のリスクが少なくなります。
※本人が同意した場合のみ。
- 薬の情報も医師・薬剤師と共有でき、重複投薬や禁忌薬剤投与のリスクも減少。
※本人が同意した場合のみ。
- 旅行先や災害時でも、薬の情報等が連携されます。

便利 各種手続きも便利・簡単に！

- マイナポータルで医療費通知情報を入手でき医療費控除の確定申告が簡単。
- 医療費が高額な場合に申請する「限度額適用認定証」が省略できます。
- 就職や転職後の保険証の切り替え・更新が不要。
※新しい保険者によるマイナンバーの資格登録が必要です。
- 高齢受給者証の持参もなくなります。

令和5年4月から

より多くの医療機関等で
マイナンバーカードでの受診が可能に

このステッカーを貼っている
医療機関・薬局で利用可能です！



令和6年秋から

健康保険証が廃止となり、
マイナンバーカードでの受診が基本に

